

令和6年稲敷市農業委員会第8回総会

[8月9日]

- 
- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）  
日程 3 報告第2号 農地法第18条（通知）  
日程 4 議案第1号 農地法第3条（委員会）  
日程 5 議案第2号 農地法第5条事業計画変更申請  
日程 6 議案第3号 農地法第5条（知事）  
日程 7 議案第4号 現況証明（農委処分）  
日程 8 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）  
日程 9 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）  
日程10 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 議案第1号  
日程 5 議案第2号  
日程 6 議案第3号  
日程 7 議案第4号  
日程 8 議案第5号  
日程 9 議案第6号  
日程10 議案第7号
- 

出席委員

1番	吉田武君	12番	遠藤一行君
2番	篠崎文夫君	13番	足立久美子君
3番	黒澤克巳君	14番	内田和新君
4番	山口幸一君	15番	山口和彦君
5番	永野修君	16番	飯塚治正君
6番	宮本信夫君	17番	坂本富男君
7番	篠崎惣壽君	18番	川島昇君
9番	坂本和夫君	19番	根本脩君
11番	墳本典勇君		

欠席委員

8番 村松清美君 10番 村山文雄君

---

出席説明員

農業委員会事務局長	中島臣哉君
農業委員会事務局長補佐	宮本祐司君
農業委員会事務局係長	坂本証君
農業委員会事務局主査	久保田健夫君

---

午後1時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和6年8月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いたします。本日の出席委員は17名です。欠席委員は、8番村松清美委員、10番村山文雄委員の2名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん6名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

---

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は12番遠藤一行委員、13番足立久美子委員の両名を指名いたします。

---

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書1ページから6ページまでの6件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

### 日程3 報告第2号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書7ページから14ページまでの3件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号3番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

### 日程4 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） 15ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」

売買による所有権移転1件、贈与による所有権移転1件でございます。

申請番号1番 下君山字木曾内、田2筆、342㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号2番 松山字根堀、他1地区、田1筆、畑1筆、480㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため受贈するものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立久美子君） 13番足立です。申請番号1番について、報告いたします。

8月6日に岡野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に栗を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、草刈機1台、鋤、万納、耕運機を購入予定であります。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

引き続き、申請番号2番について報告いたします。8月6日に岡野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラ2台を所有しております。農作業従事日数は150日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程5 議案第2号 農地法第5条事業計画変更申請

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条事業計画変更申請」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 16ページをお開き願います。

申請番号1番 月出里字上林、畑1筆、1, 279㎡についてですが、令和5年4月総会で許可をした案件の、期間延長のための事業計画変更でございます。圏央道の4車線化事業を行うため、一時的に現場事務所や資材置場などの工事用地として農地を一時転用しておりましたが、令和6年12月31日まで期間を延長するものでございます。なお、当該農地につきましては、令和5年4月総会にて許可していることから別紙審査表のとおり許可基準に該当するものと考えられます。

以上、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。申請番号1番について、去る7日、足立委員と古渡推進委員、山崎推進委員、岡野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果

は、圏央道4車線化事業工事用地の期間延長であり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条事業計画変更申請」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程6 議案第3号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 17ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字馬場尻、他1地区、畑3筆、3,340㎡についてですが、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は駐車場用地。転用計画は大型トレーラー待機場2,681㎡、従業員駐車場659㎡となっております。大型トレーラー待機場については、砕石による埋め立てを行う計画で、市廃棄物対策室との協議も了しております。雨水は敷地内に浸透処理施設を設置する計画です。

申請番号2番 福田字新地、畑1筆、198㎡についてですが、申請地は非線引き区域で土地改良事業の行われた第1種農地となります。申請人は申請地付近での耕作を行っている農家で、作業の効率化を図るため、農業用倉庫用地へ転用するものであります。事業計画は農業用倉庫1棟となっております。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行令第11条第1項第2号イ、農業用施設に該当し、土地改良区との協議も了しております。

申請番号3番 古渡字寺台、畑2筆、1,429㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設、580Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号4番 伊佐津字寺台、畑1筆、1,005㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設、580Wパネル162枚設置。

申請番号5番 椎塚字原畑、畑1筆、734㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設、580Wパネル144枚設置。

申請番号6番 椎塚字原畑、畑2筆、960㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設、580Wパネル168枚設置。

申請番号7番 椎塚字原畑、畑2筆、601㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設、580Wパネル116枚設置。

申請番号8番 駒塚字本門、畑1筆、1,299㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設、580Wパネル180枚設置。

なお、申請番号4番から8番については、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号9番 高田字千葉野、畑1筆、2,056㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設、580Wパネル180枚設置。

申請番号10番 高田字千葉野、畑1筆、1,976㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設、580Wパネル180枚設置。

申請番号11番 高田字千葉野、畑1筆、2,030㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設、580Wパネル180枚設置。

なお、申請番号9番から11番については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断いたしました。

雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号12番 江戸崎字堂ノ上、畑1筆、1,352㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設、580Wパネル180枚設置。

申請番号13番、14番は同一事業で権利種別が所有権移転および地上権でわかれているものであり、一括での説明といたします。沼田字息栖平、畑2筆、1,026㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設、580Wパネル180枚設置。なお、申請番号12番から14番については、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

これで、議案第3号申請番号1番から14番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。申請番号1番について、去る7日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。申請番号2番について、去る7日、中沢推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用倉庫用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番について、永野委員より報告をお願いいたします。

○5番（永野 修君） 5番永野です。申請番号3番について、去る5日、鈴木推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。申請番号4番について、去る7日、海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番から14番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。申請番号5番から11番について、去る7日、藤巻推進委員、木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。また、申請番号12番から14番について、村山委員が欠席ですので代理で報告いたします。申請番号12番から14番について、去る7日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

日程 7 議案第 4 号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 4 号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 22 ページをお開き願います。

議案第 4 号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付 9 件でございます。

申請番号 1 番 桑山字入久保、畑 1 筆、224㎡についてですが、碎石等が混じっており、今後耕作に供される見込みがないとの申請になります。

申請番号 2 番 下太田字下宿、畑 1 筆、172㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号 3 番 蒲ヶ山字辺田平、畑 1 筆、2,511㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号 4 番 上君山字和田、畑 1 筆、2,248㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号 5 番 上君山字和田、畑 1 筆、359㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号 6 番 伊佐部字堂池、田 4 筆、795㎡についてですが、昭和 61 年頃よりゴルフ場として利用されているとの申請になります。

以上で議案第 4 号、申請番号 1 番から 6 番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号 1 番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7 番（篠崎惣壽君） 7 番篠崎です。申請番号 1 番について、村山委員が欠席ですので、代理で報告いたします。去る 7 日、村山委員と推進委員の木村委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は碎石等が混じっており、耕作に適さない土地であり、周囲の状況から見ても、今後耕作される見込みが無いことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号 2 番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18 番（川島 昇君） 18 番川島です。申請番号 2 番について、去る 7 日、遠藤委員と推進委員の土肥委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。申請番号3番について、去る7日、足立委員と推進委員の山崎委員と古渡推進委員、岡野推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番、5番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立久美子君） 13番足立です。申請番号4番、5番について、去る7日、墳本委員と推進委員の岡野委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号6番について、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。申請番号6番について、去る5日、坂本委員と推進委員の鳥羽委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は20年以上前からゴルフ場として利用されており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

日程8 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 24ページをお開き願います。

議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるところでございます。

新規設定が、6件、31筆、54,899.39㎡、再設定が、4件、12筆、40,479㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程9 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 31ページをお開き願います。

議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」についてでございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるところでございます。

今回は、7件、25筆、30,137㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

日程10 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 35ページをお開き願います。

議案第7号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」についてでございます。農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

再転貸が12件、16筆、13、155㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和6年8月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後1時40分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

12番 委 員 遠 藤 一 行

13番 委 員 足 立 久 美 子